

## 審 査 基 準

法 令 名：道路交通法施行令
根 拠 条 項：第14条の2第2号
処 分 の 概 要：道路維持作業用自動車の指定
原権者（委任先）：都道府県公安委員会（方面公安委員会）
法 令 の 定 め：          
審 査 基 準：  (判断基準が「法令の定め」に尽くされている処分であることから、審査基準を定めることを要しない。)
標 準 処 理 期 間： 都道府県警察の実情に応じた期間を定める。
申 請 先：
問 い 合 わ せ 先：
備 考：